

四日市市総合評価方式試行ガイドライン

平成26年6月

四日市市総務部調達契約課

四日市市総合評価方式ガイドライン目次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式とは	1
(2) 総合評価方式の種類	1
・簡易型	1
(3) 落札者決定方法	1
(4) 技術評価点、価格評価点の設定	2
(5) 評価項目	3
(6) 評価内容、評価基準、評価点	3
①地域要件	3～4
②企業要件	4～7
③技術者要件	8
④技術力	8～12
(7) 低入札価格調査制度の適用	13
(8) 評価項目等の公表	13
(9) 評価結果の公表	13
(10) 提案内容の担保とペナルティ	13
(11) 入札公告手続き	14
(12) 情報公開	14
(13) 苦情申立	15
別表1	16～17
別表2	18～19
(14) 特定建設工事共同企業体	20
(15) 手続きの流れ	21
2. 参考資料	22
(1) 簡易型評価項目	23～27
(2) 提出資料	28
①地域資料	28
②会社資料	29
③会社実績資料	30
④施工体制資料	31～33
⑤技術者実績資料	34
⑥技術力資料	35～42
⑦ヒアリング出席者届出書	43

1. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式とは

公共工事発注において、従来の価格のみで落札業者を決定していたものを価格と価格以外の施工時の安全性、環境配慮、工事業者の技術力等の提案を評価して、価格と価格以外の要素を含めて総合的に判断し、落札業者を決定する方式です。

総合評価方式は価格と品質の両方を評価することから、公共工事からの不良工事を排除し、公共工事の品質確保が促進されるものです。

(2) 総合評価方式の種類

四日市市の総合評価方式は、下記の「簡易型」で試行します。総合評価方式としては、これらの他に、「特別簡易型」、「標準型」や「高度技術提案型」があります。

・簡易型

地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目のほか、工事に関する工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題等のテーマにそって作成された技術提案の評価、現場配置技術者の技術力評価と入札価格を総合的に評価する方式です。

(3) 落札者決定方法

下記の加算方式により評価値を算出し評価値による判定を行います。評価値が、最も高い者が落札者となります。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

ただし、落札者の決定に当たっては、次に掲げる事項を適用します。

1. 入札価格が予定価格を超えた場合は無効とし、評価を行いません。
2. 入札価格が失格基準価格を下回った場合は失格とし、評価を行いません。
3. 入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度を適用しますので、評価値が最も高い者であっても、落札者とならない場合があります。
4. 評価値の最も高い者が、2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(4) 技術評価点、価格評価点の設定

評価値を算定する際の技術評価点、価格評価点は、下記のとおりとします。

1. 評価点の設定は、次表のとおりとします。

方式	技術評価点配点	価格評価点配点
簡易型	30点	70点

2. 価格評価点の算出方法は、次式のとおりとします。

①入札価格 ≤ 低入札価格の場合

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10}$$

②入札価格 > 低入札価格の場合

価格評価点 =

$$\text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

※低入札価格とは低入札価格調査基準価格です。

3. 評価点の端数処理及び表示は、次のとおりとします。

技術評価点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示とします。

価格評価点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示とします。

<落札者決定例>

予定価格 100,000,000円 簡易型

低入札価格調査基準価格 80,000,000円

失格基準価格 75,000,000円

	A社	B社	C社	D社	E社
技術評価点 (30点満点)	20.00000	25.00000	15.00000	15.00000	10.00000
入札価格	95,000,000	90,000,000	85,000,000	81,000,000	78,000,000
価格評価点 (70点満点)	58.01104	61.40350	65.21739	68.62745	69.72111
評価値 (技術評価点+価格評価点)	78.01104	86.40350	80.21739	83.62745	79.72111
順位	5	1	3	2	4
落札者		○			

(5) 評価項目

簡易型は、地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目と技術力の評価項目として「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」から、発注工事ごとに具体的なテーマを設定して、テーマに対する技術提案書の提出を求めます。また、記載内容について配置予定技術者にヒアリングを実施する場合があります。

簡易型の評価項目及び技術評価点の割合は次のとおりとします。

評価分類	評価項目	割合		
		市内本店のみ	市外含む・JV	機械器具設置等
地域要件	工事地域精進度	3%	6%	3%
企業要件	工事成績	33%	30%	30%
	優良工事表彰			
	施工実績			
	地域・社会貢献			
	安全衛生管理			
技術者要件	施工実績	10%		13%
技術力	工程管理	54%		54%
	品質管理			
	周辺環境			
	施工上の課題			
	ヒアリング事項			

※なお、個々の工事の内容に応じ、評価項目及び技術評価点の割合を適宜設定します。

※「機械器具設置等」とは、機械器具設置工事等の業種で、機器設置等の専門工事の比率が高いこと等により、通常の評価項目・配点とは別に定めたものをいいます。

(6) 評価内容、評価基準、評価点

①地域要件

ア. 工事地域精進度

発注工事地域の地域事情精進度について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本店所在地	1	市内に本店を有する	1
		市内に受任者を有する	0.5
		県内に本店又は受任者を有する	0.3
		上記以外	0

平成 13 年度以降の 1 契約〇〇円以上 の市内での工事施 工実績の有無	1	平成 13 年度以降に市内での工事施工実績がある	1
		市内での工事施工実績がない	0

※工事施工実績を証する書類を提出してください。

※市内本店のみに発注する場合は、本店所在地の項目設定はありません。

※市内本店以外を含む機械器具設置等で発注する場合は、市内での工事施工実績の評価内容の設定はありません。

※受任者とは、四日市市入札参加資格者名簿で登録された受任者（支店又は営業所）です。

※所在地は、参加資格確認申請書の提出日における名簿上の所在地で評価します。

②企業要件

ア. 工事成績

本市発注の当該工事業種の過去 5 年間（平成 21～25 年度）の工事成績平均について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去 5 年平均工事成績（当該業種）	2～0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点 = (工事成績平均 - 70) × 1/5 ※当該業種の工事成績平均が 80 点以上 : 2 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点 : 0.1 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点未満又は当該業種工事の実績を有しない : 0 点	2.00～0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績平均算出の工事名、工事成績評点がわかる資料を提出してください（JVで受注した工事の工事成績評点を含む）。

◎機械器具設置等の場合は下記のとおりです

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去 5 年平均工事成績（当該業種）	1～0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点 = (工事成績平均 - 70) × 1/10 ※当該業種の工事成績平均が 80 点以上 : 1 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点 : 0.05 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点未満又は当該業種工事の実績を有しない : 0 点	1.00～0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績平均算出の工事名、工事成績評点がわかる資料を提出してください（JVで受注した工事の工事成績評点を含む）。

イ. 優良工事表彰

本市の優良建設工事請負業者表彰の実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
当該年度を含む過去 10 年間の優良工事表彰の実績の有無	1	当該業種かつ 1 契約の請負金額が当該発注工事予定価格の 2 分の 1（円未満切捨て）以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1
		上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5
		優良工事表彰の実績がない	0

※優良工事表彰の実績のわかる書類（①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し）を提出してください。

※JVで表彰された実績も評価の対象となります。

※対象となる優良工事表彰は、平成 17 年度表彰～平成 26 年度表彰になります。

※「1 契約の請負金額」は、完成時の請負金額とします。

◎機械器具設置等の場合は下記のとおりです

評価内容	得点	評価基準	評価点
当該年度を含む過去 10 年間の優良工事表彰の実績の有無	1	当該業種かつ 1 契約の請負金額が当該発注工事予定価格の 2 分の 1（円未満切捨て）以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1
		優良工事表彰の実績がない	0

※優良工事表彰の実績のわかる書類（①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し）を提出してください。

※JVで表彰された実績も評価の対象となります。

※対象となる優良工事表彰は、平成 17 年度表彰～平成 26 年度表彰になります。

※「1 契約の請負金額」は、完成時の請負金額とします。

ウ. 施工実績

発注工事にかかる施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 13 年度以降の 同種・類似工事实績 の有無	2(3)	平成 13 年度以降に同種工事の元請・ J V工事实績がある	2 (3)
		平成 13 年度以降に類似工事の元請・ J V工事实績がある	1 (2)
		同種・類似工事の元請・J V工事实績 がない	0 (0)

※機械器具設置等の場合は（ ）内の点数となります。

※J V工事实績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※同種工事・類似工事は発注工事ごとに工事内容及び請負金額を指定します。同種工事は同等以上の技術力を要する工事を類似工事は同種工事以下の技術力を要する工事を言います。

※工事实績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテのいずれと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術データを含むもの）を提出してください。

※施工実績については発注案件により 1 次下請を含む場合もあります。

エ. 地域・社会貢献度

地元及び社会の貢献度について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
障害者雇用の有無	1	法定雇用率を達成している又は障害者を雇用している	1
		法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0
次世代育成支援活動実績の有無	0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5
		就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0
災害協定締結の有無	0.5	本市と災害協定を締結している	0.5
		本市と災害協定を締結していない	0
ISO 認証取得の有無	0.5	ISO 認証の取得がある	0.5
		ISO 認証を取得していない	0
地元業者施工率	2	地元業者施工率が 8 0%以上である	2 (1)
	(1)	地元業者施工率が 8 0%未満である	0

※地元業者施工率については住所要件が市内本店のみの場合は 2 点の配点、市内本店以外も含めて発注する場合は 1 点の配点となります。

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(50 人以上の事業主)は、

職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率（民間企業では2.0%以上）が達成されていることを確認します。

上記以外の企業については、雇用の確認できる障害者手帳番号等により雇用を確認します。（併せて直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。）

※育児休業制度については就業規則の写しにより確認します。労働基準監督署の受付印が確認できる写しを提出してください。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出してください。

※災害協定締結については、本市との災害協定書の写しの提出により確認を行います。

※ISOの認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付してください。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しません。

※地元業者施工率は、市内本店業者による元請及び一次下請施工率が80%以上かどうかについて申告してもらい、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認します。（上記の80%については、業種により率が変わることがあります）

なお、機械器具設置等の場合は、「機器費」は算定の対象外とし、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定します。また、他の業種においても、工事ごとに対象外とする工種を設定する場合があります。

オ. 安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステムの認証について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
労働安全衛生マネジメントシステム 認証の有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0

※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付してください。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しません。

③技術者要件

ア. 施工実績

配置予定主任（監理）技術者の施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 13 年度以降 の同種・類似工事 実績の有無	3 (4)	平成 13 年度以降に同種工事の元請・J Vとしての主任技術者又は現場代理人の工事实績がある	3 (4)
		若手技術者で平成 13 年度以降に類似工事の元請・J Vとしての主任技術者又は現場代理人の工事实績がある	2.5 (3.5)
		平成 13 年度以降に類似工事の元請・J Vとしての主任技術者又は現場代理人の工事实績がある	2 (3)
		同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事实績がない	0 (0)

※機械器具設置等の場合は（ ）内の点数となります。

※J V工事实績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※若手技術者は平成 26 年 6 月 1 日現在で満 45 歳以下とします。

※同種工事・類似工事は発注工事ごとに工事内容及び請負金額を指定します。

※工事实績を証する書類としてコリンズ竣工時工事カルテ（技術者を含むもの）を提出してください。

④技術力

簡易型における技術力の評価は、企業が発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題の中から 2 つの評価項目を選択します。（工事内容により必要な場合は、評価項目を 1 つとする場合があります）。

選択した評価項目に具体的なテーマを設定し、そのテーマに対する対策方法等について技術提案を求めます。なお、提案は 3 項目とします。（工事内容により必要な場合は、最大 5 項目までで提案項目数の上限を変更する場合があります）。

提案者は、提案項目ごとに対策名を設定し、対策方法の具体的な内容とその対策を提案する理由、履行確認方法を記述します。（対策方法の提案は、1 項目あたり 1 つまでとします）。

各提案項目の評価は、提案項目あたりの評価点（5 段階評価）を用いて採点し、合計点数が当該テーマの得点となります。なお、対策方法が実施不可能なものについては、評価しません。

<技術力の採点例>

◆評価項目：「周辺環境」

◆テーマ：□□□□□□

1項目あたりの評価基準	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記以外
1項目あたりの評価点 (3項目の場合)	2.0	1.5	1.0	0.5	0

A社の「周辺環境」に関する技術提案

提案項目（3項目）	提案内容と具体的な確認方法	採点
提案項目1（対策名：○○について）	内容：○○ 理由：○○ 確認方法：○○	1.5
提案項目2（対策名：●●について）	内容：●● 理由：●● 確認方法：●●	2.0
提案項目3（対策名：△△について）	内容：△△ 理由：△△ 確認方法：△△	0.5
A社の周辺環境の得点（提案項目1～3の各採点の合計）		4.0点

提出された技術提案書の内容について、配置予定技術者から記載内容の確認や不明点についてヒアリングを実施し、監理能力が十分な場合や提案内容の説明が十分な場合、技術力にかかる評価点合計に加点することとします。

なお、工事内容により、「ヒアリング無し」とする場合があります。

（ヒアリング無しの場合、1テーマあたりの提案項目は2項目とします。）

また、個々の工事の内容に応じ、技術力の評価内容、評価基準及び技術評価点を適宜設定することがあります。

技術提案書の様式、ヒアリングに関する諸注意については別に定めるものとします。

ア. 工程管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
工程管理に関する工夫	6(12) ※最大	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
	2.0点 (4.0点)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0 (4.0)
	/項目×	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5 (3.0)
	3項目	少し工夫がある	1.0 (2.0)
		標準的な記載のみで普通である	0.5 (1.0)
		上記以外	0 (0)

※技術力の評価項目が1つの場合は（ ）内の配点となります。

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。

提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

イ. 品質管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
品質管理に関する工夫	6(12) ※最大	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
	2.0点 (4.0点)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0 (4.0)
	/項目×	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5 (3.0)
	3項目	少し工夫がある	1.0 (2.0)
		標準的な記載のみで普通である	0.5 (1.0)
		上記以外	0 (0)

※技術力の評価項目が1つの場合は（ ）内の配点となります。

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。

提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

ウ. 周辺環境

評価内容	得点	評価基準	評価点
周辺環境に関する工夫	6(12) ※最大	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
	2.0点 (4.0点)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0 (4.0)
	/項目×	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5 (3.0)
	3項目	少し工夫がある	1.0 (2.0)
		標準的な記載のみで普通である	0.5 (1.0)
		上記以外	0 (0)

※技術力の評価項目が1つの場合は（ ）内の配点となります。

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。

提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

エ. 施工上の課題

評価内容	得点	評価基準	評価点
施工上の課題に関する工夫	6(12) ※最大	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
	2.0点 (4.0点)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0 (4.0)
	/項目×	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5 (3.0)
	3項目	少し工夫がある	1.0 (2.0)
		標準的な記載のみで普通である	0.5 (1.0)
		上記以外	0 (0)

※技術力の評価項目が1つの場合は（ ）内の配点となります。

※評価点は、1テーマあたりの提案項目数を3項目とした場合の、1項目あたりの点数です。

提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とします。

オ. ヒアリング

評価内容	得点	評価基準	評価点
技術力全般に係る ヒアリング	4	優れている	4
		概ね優れている	3
		良好である	2
		概ね良好である	1
		上記以外	0

指定された日時に実施するヒアリングに配置予定技術者は必ず出席してください。欠席した場合は技術力評価（技術提案書及びヒアリング）が0点となります（ただし、発注時に「ヒアリング無し」とした場合は除く）。

なお、「四日市市一般競争入札参加資格確認申請書」の配置予定の技術者等欄は、予備の主任（監理）技術者を記載することができますが、ヒアリングに出席する配置予定技術者は1名としますので、申請書に予備の技術者を記載した場合は、ヒアリング当日までに1名を決め、「ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書」をヒアリング時に持参し、提出してください。

また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できません。

(7) 低入札価格調査制度の適用

総合評価方式においては、地方自治法施行令第167条の10の2及び四日市市低入札価格調査試行要綱に規定の低入札価格調査制度を適用します。

低入札価格調査基準価格は、別表1のとおり算出します。

低入札価格調査基準価格を下回り契約をする場合は、契約保証金、前払金及び技術者の配置について制限があります。

失格基準価格は、別表2のとおり算出します。

(8) 評価項目等の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告において明らかにしておきます。

(9) 評価結果の公表

総合評価における入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、開札の翌日までに以下の事項を公表します。

1. 商号又は名称
2. 入札価格
3. 価格評価点
4. 技術評価点
5. 評価値
6. 技術評価点の明細（小項目得点まで）

(10) 評価内容の担保とペナルティ

落札者の「技術提案等」については、提案内容を担保するために契約書等へ記載を行うとともに、履行確認協議書を交わし、履行確認を行います。評価項目について提出された資料等と事実が異なったことを確認した場合は、受注者に対してペナルティを課するものとします。

上記におけるペナルティとは、翌年度の評価より対象工事1件当たり地元業者施工率の不履行については5点、技術力については10点をそれぞれ減点するものとします。

JVで受注した工事でペナルティが課される場合、各構成員に対して翌年度の評価よりペナルティが課されるものとします。

(11) 入札公告手続き

入札公告手続きは、告示板及びホームページにおいて一般競争入札に関する共通事項を公告し、工事発注ごとに個別事項を公告します。総合評価方式を適用する工事については、工事発注ごとの個別事項に関する公告において次の事項を公告することとします。

[公告事項]

工事概要

参加資格に関する事項

総合評価方式に関する事項

総合評価方式の種類

評価項目、評価基準、得点配分の設定

評価値の算出

提出資料

同種工事、類似工事

ヒアリング

評価方法及び落札者決定方法

提案内容の履行

提出資料の取扱い

入札結果の公表、入札結果等に対する質問

入札参加確認に関する事項

設計図書等に関する事項

入札に関する事項

支払いに関する事項

予定価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格

その他

(12) 情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとします。なお、入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとします。

(13) 苦情申立

入札及び契約に係る苦情申立については、「四日市市入札、契約等に関する苦情処理事務取扱要領」によるものとします。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、評価の理由を求められた場合には、その理由を説明することとします。

別表1 調査基準価格の算定

①一般土木工事（上水道工事除く）

$$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

②一般土木工事（上水道工事）

$$\begin{aligned} &\text{材料費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \\ &+ \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は材料費を含まないこと。

③建築工事等

$$\begin{aligned} \text{〔一般〕} &\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &+ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{〔解体工事〕} &\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &+ (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

$$\begin{aligned} &\text{直接工事費} \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 \\ &+ (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

⑤水管橋製作・架設工

$$\begin{aligned} &\text{直接製作費} \times 0.95 + \text{間接労務費} \times 0.9 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.8 \\ &+ \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \\ &\times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

$$\begin{aligned} &(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 \\ &+ (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 \\ &+ \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

⑦電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

$$\begin{aligned} &\text{機器単体費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &+ (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

⑧上水道機械設備工事

$$\begin{aligned} &\text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &+ \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

⑨上水道電気工事

$$\begin{aligned} &(\text{機器費} + \text{製作原価}) \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &+ (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費} + \text{指導員派遣費}) \times 0.8 \\ &+ \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

※機器費には購入機器費を含むこと。

⑩ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$\text{機器費} \times 0.85 + \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9$$

$$+ (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とします。

※共通仮設費は、共通仮設费率分と積み上げ分の合計額とします。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、算出するものとします。

※上記により算出された金額に万円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てることとします。

ただし、上記の考え方により算出された金額が予定価格の15/20を下回るときは15/20（1万円未満切り上げ）とし、9/10を超えるときは9/10（1万円未満切り捨て）とします。

別表2 失格基準価格の算定

①一般土木工事（上水道工事除く）

直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.55

②一般土木工事（上水道工事）

材料費×0.69＋直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.7
＋一般管理費×0.55

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は材料費を含まないこと。

③建築工事等

〔一般〕 直接工事費×90%×0.735＋共通仮設費×0.7
＋（直接工事費×10%＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.55

〔解体工事〕 直接工事費×90%×0.735＋共通仮設費×0.7
＋（直接工事費×10%＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.75＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.7
＋（工場管理費＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.55

⑤水管橋製作・架設工

直接製作費×0.75＋間接労務費×0.7＋（工場管理費＋設計技術費）×0.7
＋直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7＋（現場管理費＋据付間接費）
×0.7＋一般管理費×0.55

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

（直接製作費＋直接工事費）×0.75＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.7
＋（工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.7
＋一般管理費×0.55

⑦電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費×0.69＋直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7
＋（現場管理費＋機器間接費）×0.7＋一般管理費×0.55

⑧上水道機械設備工事

機器費×0.69＋直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7
＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.55

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

⑨上水道電気工事

（機器費＋製作原価）×0.69＋直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7
＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋指導員派遣費）×0.7
＋一般管理費×0.55

※機器費には購入機器費を含むこと。

⑩ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$\text{機器費} \times 0.69 + \text{直接工事費} \times 0.75 + \text{共通仮設費} \times 0.7$$

$$+ (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とします。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とします。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、算出するものとします。

※上記により算出され

た金額に万円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てることとします。

ただし、上記の考え方により算出された金額が予定価格の15/20を下回るときは15/20（1万円未満切り上げ）とし、9/10を超えるときは9/10（1万円未満切り捨て）とします。

(14) 特定建設工事共同企業体（JV）の場合の評価項目

発注形態が特定建設工事共同企業体の場合、評価項目の運用については次のとおりとします。なお評価項目以外の運用については本ガイドラインの該当項目を適用して行うものとします。

評価分類	評価項目	評価内容	評価の対象	
			代表者	構成員
地域要件	工事地域精通度	本店所在地	○	
		平成13年度以降の1契約○○円以上の市内での工事施工実績の有無※2	○	○
企業要件	工事成績※1	本市工事過去5年平均工事成績（当該業種）	○	○
	優良工事表彰※2	当該年度を含む過去10年間の優良工事表彰の実績の有無	○	○
	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事实績の有無	○	
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無	○	
		次世代育成支援活動実績の有無	○	
		災害協定締結の有無	○	
		I S O 認証取得の有無	○	
地元業者施工率		○		
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	○		
技術者要件	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事实績の有無	○	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	○	
	品質管理	品質管理に関する工夫	○	
	周辺環境	周辺環境に関する工夫	○	
	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	○	
	ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	○	

※1 工事成績平均は、全ての構成員（代表者含む）の工事成績の平均点とする。

※2 いずれかの構成員を対象とする。

(15) 手続きの流れ

手続きの流れは、標準的なものについて次のとおりとなります。ただし、実際の日程について定めるものではありません。

事 項	簡易型
適用工事選出	○
評価項目(案)の作成	○
評価項目(案)の審査	○
適用工事、評価項目(案)の審査	○
学識経験者からの意見聴取(適用工事、評価項目)	○
適用工事、評価項目の決定	○
入札公告	○
入札参加資格申請書・技術資料の受付開始	○
	14日
入札参加資格申請書・技術資料の受付終了	○
	1日
入札参加資格の決定	○
担当課の書類審査	○
5日	
入札書の郵送開始	○
技術資料の審査評価作業	○
8日	
技術評価点の算出	—
入札書の郵送終了	○
ヒアリングの実施	○
2日	
技術評価点の算出	○
郵便受取り	
開札	○
評価値の算出	○
低入札価格調査の実施	△
学識経験者からの意見聴取(落札者)	△
落札者の決定	○
契約の締結	○

公告から開札まで 計 30日

参 考 资 料

総合評価方式簡易型評価項目(市内本店発注)

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	
地域要件	工事地域精進度	平成13年度以降の1契約〇〇円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成13年度以降に市内での工事施工実績がある	1	
						市内での工事施工実績がない	0	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	33%	10	2~0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00~0	
						当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1	
	優良工事表彰	当該年度を含む過去10年間の本市優良工事表彰の実績の有無			上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5		
					優良工事表彰の実績がない	0		
	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無			平成13年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2		
					平成13年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	1		
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無(注1) 次世代育成支援活動実績の有無(注2) 災害協定締結の有無 ISO認証取得の有無(注3) 地元業者施工率(注4)			同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0		
						法定雇用率を達成している又は障害者を雇用している	1	
					法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0		
					就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5		
就業規則等に育児休業制度が規定されていない			0					
本市と災害協定を締結している			0.5					
本市と災害協定を締結していない	0							
ISO認証の取得がある	0.5							
ISO認証を取得していない	0							
地元業者施工率が80%以上である(注4)	2							
地元業者施工率が80%未満である	0							
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無(注5)	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5					
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0					
技術者要件	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	3	平成13年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3	
						若手技術者で平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2.5	
						平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2	
						同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	(注6)	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
						少し工夫がある	1.0(2.0)	
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)	
	上記以外	0(0)						
	品質管理	品質管理に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
						少し工夫がある	1.0(2.0)	
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)	
	上記以外	0(0)						
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
						少し工夫がある	1.0(2.0)	
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)	
	上記以外	0(0)						
	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている			1.5(3.0)					
少し工夫がある			1.0(2.0)					
標準的な記載のみで普通である			0.5(1.0)					
上記以外	0(0)							
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	4	優れている	4				
			概ね優れている	3				
			良好である	2				
			概ね良好である	1				
			上記以外	0				

注1: 障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(50人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより法定雇用率(民間企業では2.0%以上)が達成されていることを確認する。上記以外の企業については、雇用の確認できる障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること)
 注2: 労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出する。
 注3: ISOについては評価機関による登録証等の写しにて確認する。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。
 注4: 総合評価当該工事において、地元業者施工率が、市内本店業者による元請及び一次下請施工率が80%以上かどうかについて申告し、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認する。

注5: 労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。
 注6: 技術力の評価項目は、「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」の中から2つ又は1つを選定する。
 注7: 技術力の評価項目が1つの場合は()内の配点となる。
 注8: 提案項目数を3項目とした場合の、提案1項目あたりの点数。
 注9: 提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とする。
 例: 提案項目が3項目の場合の満点は、2.0×3=6点となる。

総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注)

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点
地域要件	工事地域精通度	本店所在地 平成13年度以降の1契約〇〇円以上の市内での工事施工実績の有無	6%	2	1	市内に本店を有する	1
						市内に受任者を有する	0.5
						県内に本店又は受任者を有する	0.3
						上記以外	0
						平成13年度以降に市内での工事施工実績がある	1
市内での工事施工実績がない	0						
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	30%	9	2~0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00~0
						当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1
	優良工事表彰	当該年度を含む過去10年間の本市優良工事表彰の実績の有無			上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5	
					優良工事表彰の実績がない	0	
	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無			平成13年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2	
					平成13年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	1	
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無(注1) 次世代育成支援活動実績の有無(注2) 災害協定締結の有無 ISO認証取得の有無(注3) 地元業者施工率(注4)			同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0	
					法定雇用率を達成している又は障害者を雇用している	1	
					法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0	
					就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5	
就業規則等に育児休業制度が規定されていない			0				
本市と災害協定を締結している			0.5				
本市と災害協定を締結していない	0						
ISO認証の取得がある	0.5						
ISO認証を取得していない	0						
地元業者施工率が80%以上である(注4)	1						
地元業者施工率が80%未満である	0						
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無(注5)	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5				
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0				
技術者要件	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	3	平成13年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3
						若手技術者で平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2.5
						平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2
						同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	(注6)	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)
						現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)
						少し工夫がある	1.0(2.0)
	標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)					
	上記以外	0(0)					
	品質管理	品質管理に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)
					現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)	
					現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
					少し工夫がある	1.0(2.0)	
	標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)					
	上記以外	0(0)					
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)
					現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)	
					現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
					少し工夫がある	1.0(2.0)	
標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)						
上記以外	0(0)						
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)			
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)				
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)				
		少し工夫がある	1.0(2.0)				
標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)						
上記以外	0(0)						
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	4	優れている	4			
			概ね優れている	3			
			良好である	2			
			概ね良好である	1			
			上記以外	0			

注1: 障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(50人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率(民間企業では2.0%以上)が達成されていることを確認する。
上記以外の企業については、雇用の確認できる障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること)
注2: 労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出する。
注3: ISOについては評価機関による登録証等の写しにて確認する。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。
注4: 総合評価当該工事において、地元業者施工率が、市内本店業者による元請及び一次下請施工率が80%以上かどうかについて申告し、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認する。
注5: 労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。
認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。
注6: 技術力の評価項目は、「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」の中から2つ又は1つを選定する。
注7: 技術力の評価項目が1つの場合は()内の配点となる。
注8: 提案項目数を3項目とした場合、提案1項目あたりの点数。
注9: 提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とする。
例: 提案項目が3項目の場合の満点は、2.0×3=6点となる。

総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注)

特定建設工事共同企業体(JV)の場合

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	評価の対象		
								代表者	構成員	
地域要件	工事地域精通度	本店所在地	6%	2	1	市内に本店を有する 市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外	1 0.5 0.3 0	○		
		平成13年度以降の1契約〇〇円以上の市内での工事施工実績の有無			1	平成13年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0			
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	30%	9	2~0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00~0	○	○	
	優良工事表彰	当該年度を含む過去10年間の本市優良工事表彰の実績の有無			1	当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある 優良工事表彰の実績がない	1 0.5 0	○	○	
	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無			2	平成13年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある 平成13年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある 同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	2 1 0	○		
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無(注1)			次世代育成支援活動実績の有無(注2)	1	法定雇用率を達成している又は障害者を雇用している 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	1.0 0	○	
						0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている 就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0.5 0	○	
		0.5			本市と災害協定を締結している 本市と災害協定を締結していない	0.5 0	○			
		0.5			ISO認証取得の有無(注3)	0.5	ISO認証の取得がある ISO認証を取得していない	0.5 0	○	
	0	地元業者施工率(注4)			1	地元業者施工率が80%以上である(注4) 地元業者施工率が80%未満である	1 0		○	
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無(注5)	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある 労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0.5 0	○					
技術者要件	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	3	平成13年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 若手技術者で平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	3 2.5 2 0	○		
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	(注6)	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	○		
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている			2.0(4.0)
						(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている			1.5(3.0)
						少し工夫がある	1.0(2.0)			
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)			
	上記以外	0(0)								
	品質管理	品質管理に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	○		
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている			2.0(4.0)
						(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている			1.5(3.0)
						少し工夫がある	1.0(2.0)			
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)			
	上記以外	0(0)								
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	○		
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている			2.0(4.0)
						(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている			1.5(3.0)
						少し工夫がある	1.0(2.0)			
標準的な記載のみで普通である			0.5(1.0)							
上記以外	0(0)									
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	○					
			※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている			2.0(4.0)			
			(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている			1.5(3.0)			
			少し工夫がある	1.0(2.0)						
			標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)						
上記以外	0(0)									
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	4	優れている	4	○					
			概ね優れている	3						
			良好である	2						
			概ね良好である	1						
			上記以外	0						

注1: 障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(50人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより法定雇用率(民間企業では2.0%以上)が達成されていることを確認する。上記以外の企業については、雇用の確認できる障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること)
 注2: 労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出する。
 注3: ISOについては評価機関による登録証等の写しにて確認する。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。
 注4: 総合評価当該工事において、地元業者施工率が、市内本店業者による元請及び一次下請施工率が80%以上かどうかについて申告し、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認する。

注5: 労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。
 注6: 技術力の評価項目は、「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」の中から2つ又は1つを選定する。
 注7: 技術力の評価項目が1つの場合は()内の配点となる。
 注8: 提案項目数を3項目とした場合の、提案1項目あたりの点数。
 注9: 提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とする。
 例: 提案項目が3項目の場合の満点は、2.0×3=6点となる。

総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注)

機械器具設置等の場合

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	
地域要件	工事地域精通度	本店所在地	3%	1	1	市内に本店を有する	1	
						市内に受任者を有する	0.5	
						県内に本店又は受任者を有する	0.3	
						上記以外	0	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	30%	9	1~0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/10 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:1点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.05点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	1.00~0	
						当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1	
	優良工事表彰	当該年度を含む過去10年間の本市優良工事表彰の実績の有無			優良工事表彰の実績がない	0		
					平成13年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	3		
	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無			平成13年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	2		
					同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0		
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無(注1)			法定雇用率を達成している又は障害者を雇用している	1		
					法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0		
		次世代育成支援活動実績の有無(注2)			就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5		
					就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0		
災害協定締結の有無		本市と災害協定を締結している	0.5					
		本市と災害協定を締結していない	0					
ISO認証取得の有無(注3)	ISO認証の取得がある	0.5						
ISO認証を取得していない	0							
地元業者施工率(注4)	地元業者施工率が80%以上である(注4)	1						
	地元業者施工率が80%未満である	0						
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無(注5)	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5					
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0					
技術者要件	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無	13%	4	4	平成13年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	4	
						若手技術者で平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3.5	
						平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3	
						同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	(注6)	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
						少し工夫がある	1.0(2.0)	
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)	
	上記以外	0(0)						
	品質管理	品質管理に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
						少し工夫がある	1.0(2.0)	
						標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)	
	上記以外	0(0)						
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)	
						※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)	
						少し工夫がある	1.0(2.0)	
標準的な記載のみで普通である			0.5(1.0)					
上記以外	0(0)							
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	6(12)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】(注7)(注8)				
			※最大2.0点(4.0点)/項目×3項目(注7)(注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	2.0(4.0)			
			現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	1.5(3.0)				
			少し工夫がある	1.0(2.0)				
			標準的な記載のみで普通である	0.5(1.0)				
上記以外	0(0)							
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	4	優れている	4				
			概ね優れている	3				
			良好である	2				
			概ね良好である	1				
			上記以外	0				

注1: 障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(50人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより法定雇用率(民間企業では2.0%以上)が達成されていることを確認する。上記以外の企業については、雇用の確認できる障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること)

注2: 労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出する。

注3: ISOについては評価機関による登録証等の写しにて確認する。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。

注4: 総合評価当該工事において、地元業者施工率が、市内本店業者による元請及び一次下請施工率が80%以上かどうかについて申告し、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写して下請負金額を確認する。「機器費」がある場合は、その金額を除いた額で、80%以上かどうかを算定する。

注5: 労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。

注6: 技術力の評価項目は、「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」の中から2つ又は1つを選定する。

注7: 技術力の評価項目が1つの場合は()内の配点となる。

注8: 提案項目数を3項目とした場合、提案1項目あたりの点数。

注9: 提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とする。

例: 提案項目が3項目の場合の満点は、2.0×3=6点となる。

【ヒアリング無し】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店発注)

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	
地域要件	工事地域精進度	平成13年度以降の1契約〇〇円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成13年度以降に市内での工事施工実績がある	1	
						市内での工事施工実績がない	0	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	33%	10	2~0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00~0	
						当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある	1	
	優良工事表彰	当該年度を含む過去10年間の本市優良工事表彰の実績の有無			上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5		
					優良工事表彰の実績がない	0		
	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無			平成13年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2		
					平成13年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	1		
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無(注1) 次世代育成支援活動実績の有無(注2) 災害協定締結の有無 ISO認証取得の有無(注3) 地元業者施工率(注4)			同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0		
					法定雇用率を達成している又は障害者を雇用している	1		
					法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0		
					就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5		
就業規則等に育児休業制度が規定されていない			0					
本市と災害協定を締結している			0.5					
本市と災害協定を締結していない	0							
ISO認証の取得がある	0.5							
ISO認証を取得していない	0							
地元業者施工率が80%以上である(注4)	2							
地元業者施工率が80%未満である	0							
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無(注5)	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5					
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0					
技術者要件	施工実績	平成13年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	3	平成13年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3	
						若手技術者で平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2.5	
						平成13年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2	
						同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	(注6)	8(16)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】 (注7)(注8)	
						※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 (注7) (注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)	
						少し工夫がある	2.0(4.0)	
	標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)						
	上記以外	0(0)						
	品質管理	品質管理に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】 (注7)(注8)	
						※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 (注7) (注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)	
						少し工夫がある	2.0(4.0)	
	標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)						
	上記以外	0(0)						
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】 (注7)(注8)	
						※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 (注7) (注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)	
						少し工夫がある	2.0(4.0)	
標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)							
上記以外	0(0)							
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	8(16)	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】 (注7)(注8)				
			※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 (注7) (注9)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)			
			現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)				
			少し工夫がある	2.0(4.0)				
標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)							
上記以外	0(0)							

注1: 障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(50人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより法定雇用率(民間企業では2.0%以上)が達成されていることを確認する。
上記以外の企業については、雇用の確認できる障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること)

注2: 労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しを提出する。

注3: ISOについては評価機関による登録証等の写しにて確認する。その際、認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。

注4: 総合評価当該工事において、地元業者施工率が、市内本店業者による元請及び一次下請施工率が80%以上かどうかについて申告し、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認する。

注5: 労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに沿った取り組みについて、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。
認証されている事業活動が業務に一致していることと登録を受けている事業所のわかる書類も添付すること。事業活動や登録事務所が一致していない場合は評価しない。

注6: 技術力の評価項目は、「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」の中から2つ又は1つを選定する。

注7: 技術力の評価項目が1つの場合は()内の配点となる。

注8: 提案項目数を2項目とした場合の、提案1項目あたりの点数。

注9: 提案項目ごとに、5段階評価で採点し、その合計点数を、当該技術力の評価項目の得点とする。

例: 提案項目が2項目の場合の満点は、4.0×2=8点となる。

地域資料 (地域における工事实績)

会社名

地域における工事实績について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

市内 該当する工事实績なし

工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所(市町村名)	
	契約金額	¥
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

市内の工事实績を提出すること。(1つの契約で〇〇千円以上であり、平成13年度以降に完成した国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかが発注の元請又はJV構成員(構成比率20%以上)に限る。)

なお、上記工事に関する次の書類のいずれかを添付し、提出すること。

右記のいずれか	<input type="checkbox"/> 契約履行証明の写 <input type="checkbox"/> 工事完成認定書の写 <input type="checkbox"/> コリンズの竣工時工事カルテ
---------	---

※JVの実績の場合は、出資比率が確認できる書類も添付すること。

会社資料

(工事成績評点、優良工事表彰、地域・社会貢献度・安全衛生管理)

会社名

工事成績評点等について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

- | | |
|---------------------------|--------|
| 工事成績評点
□実績あり(件) | □実績なし |
| 優良工事表彰
□実績あり | □実績なし |
| 障害者雇用
□雇用あり | □雇用なし |
| 次世代育成支援活動実績
□規則等あり | □規則等なし |
| 災害協定締結
□締結あり | □締結なし |
| ISO認証取得
□認証あり | □認証なし |
| 労働安全衛生マネジメントシステム
□認証あり | □認証なし |

※実績等がある場合は必ず、証明書類を添付してください。

工事成績評点について

公告において明示した業種について、過去5年間(平成〇〇年度から昨年度まで)の本市発注の工事成績評点がわかる書類の写を提出すること。
工事成績は期間中の全件とし、平均値(小数点以下切捨て)を評価基準の算出方法により評価する。また、JVでの成績も含める。

優良工事表彰について

本市が行っている優良工事表彰について、その実績がわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写)を提出すること。JVで表彰された実績も含める。

障害者雇用について

常用労働者数から除外すべき労働者を控除した数が50人以上の会社にあつては、直近6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写を提出すること。

それ以外の会社にあつては、直近6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写と、その障害者手帳番号等の写を提出すること。(1人でよい。)

次世代育成支援活動実績について

育児休業制度が明記されている就業規則等の写し(労働基準監督署の受付印が確認できるもの)を添付すること。

災害協定締結について

本市との災害協定書の写しを添付すること。

ISO認証所得について

評価機関による登録証の写しを添付すること。(認証されている事業活動が業務内容に一致していることがわかる資料も添付すること。)

労働安全衛生マネジメントシステムについて

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(厚生労働省)に沿った取り組みとして、評価機関による評価証、適合証明書等の写を提出すること。

会社実績資料 (同種工事、類似工事)

会社名

会社実績(同種工事、類似工事)について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

同種工事
 類似工事
 工事実績なし

工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所(市町村名)	
	契約金額	¥
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

平成13年度以降に完成した契約金額〇〇千円以上の、同種又は類似工事の元請又はJV構成員(構成比率20%以上)としての施工実績を記入すること。(いずれか1件とし、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかが発注のものに限る。)

同種工事とは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

類似工事とは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

なお、次のとおり契約内容書類と工事内容書類を添付すること。

契約内容書類 (右記のいずれか)	<input type="checkbox"/> 契約履行証明の写 <input type="checkbox"/> 工事完成認定書の写 <input type="checkbox"/> コリンズの竣工時工事カルテ
---------------------	---

工事内容書類 (右記のいずれも)	<input type="checkbox"/> 工事内容が確認できる仕様書・図面等 <input type="checkbox"/> コリンズの竣工時工事カルテ(技術データを含むもの)
---------------------	--

※JVの実績の場合は、出資比率が確認できる書類も添付すること。

施工体制資料 (地元業者施工率)

会社名

当該工事の施工体制について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

市内業者の割合80%以上

市内業者の割合80%未満

工 種	施工の別(○印を付ける。)		
	自社施工	1次下請施工	
		市内業者	市外業者
施工率[%]			

市内業者とは、四日市市内に本店を有しているものとします。
 本資料は、契約書に綴じ込むこととし、工事一部下請届等により履行を確認する。80%以上を申告した場合、施工において最終的に80%未満になると減点対象とします。
施工率[%]は、自社の見積りをベースに、「自社施工」「1次下請施工(市内・市外)」の別に施工率を記載してください。
契約内容に応じ、材料や経費についても下請金額に含んで施工率を算定してください。
 機械器具設置等における「機器費」は算定の対象外としますので、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定してください。

技術者実績資料 (同種工事、類似工事)

会社名

技術者実績(同種工事、類似工事)について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。) ※ 配置予定技術者ごとに1葉(1式)を提出すること。

同種工事
 類似工事(若手技術者 左記以外)
 工事实績なし

配置予定主任技術者の氏名		
資格		
工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所(市町村名)	
	契約金額	¥
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

平成13年度以降に完成した契約金額〇〇千円以上の、同種又は類似工事の元請又はJV構成員(構成比率20%以上)としての施工実績を記入すること。(いずれか1件とし、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかが発注のものに限る。)

同種工事とは○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とする。

類似工事とは○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とする。

なお、次のとおり契約内容書類と工事内容書類を添付すること。

契約内容書類 (右記のいずれか)	<input type="checkbox"/> 契約履行証明の写 <input type="checkbox"/> 工事完成認定書の写 <input type="checkbox"/> コリンズの竣工時工事カルテ
---------------------	---

工事内容書類及び 技術者施工実績確認書類	<input type="checkbox"/> 工事内容が確認できる仕様書・図面等 <input type="checkbox"/> コリンズの竣工時工事カルテ(技術データを含むもの)
-------------------------	--

※JVの実績の場合は、出資比率が確認できる書類も添付すること。

工程管理に関する技術資料

会社名：

提案項目の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。
※「提案項目の補足資料」には、提案項目を補足するための図面・カタログ・表・写真等の写しを添付することができます（A4用紙1枚まで）。
補足説明は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。

品質管理に関する技術資料

会社名： _____

提案項目の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。
※「提案項目の補足資料」には、提案項目を補足するための図面・カタログ・表・写真等の写しを添付することができます（A4用紙1枚まで）。
補足説明は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。

周辺環境に関する技術資料

会社名：

提案項目の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。
※「提案項目の補足資料」には、提案項目を補足するための図面・カタログ・表・写真等の写しを添付することができます（A4用紙1枚まで）。
補足説明は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。

施工上の課題に関する技術資料

会社名：

提案項目の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。
※「提案項目の補足資料」には、提案項目を補足するための図面・カタログ・表・写真等の写しを添付することができます（A4用紙1枚まで）。
補足説明は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。

ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書

平成 年 月 日

四日市市長 あて

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記工事の配置予定技術者については、四日市市一般競争入札参加資格確認申請書において予備の技術者を届け出ましたが、届け出た者のうち下記の者を配置予定技術者としてヒアリングに出席させます。

記

公告番号	No.
工事名	
工事場所	

配置予定 の技術者 等	主任又は 監理技術 者	氏名		生年月日	
		現住所			
		資格又は現住所			
		監理技術者資格者証番号			

注意事項

- 1 入札参加資格確認申請書で予備の配置予定技術者を届出た会社については、ヒアリング時の配置予定技術者を1名決定し、この書類を提出して下さい。
- 2 この書類は、ヒアリング時に持参し提出して下さい。
- 3 評価項目の「ヒアリング」については、この書類に記載された者を対象に評価します。
- 4 ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できません。